

## 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成三十年三重県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第二条 条例第十八条第一項の助言又はあっせんの申立てをしようとする者は、助言（あっせん）申立書（第一号様式）を知事に提出するものとする。ただし、当該申立てを行う者（以下「申立人」という。）が書面による申立てを行うことができないことについて相当の理由があると認められる場合は、口頭で行うことができる。

2 申立人は、必要に応じて、前項の書面に加え、助言又はあっせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 知事の指名する職員は、第一項ただし書の規定による口頭での申立ての場合には、当該申立てを録取しなければならない。この場合において、当該職員は、録取した書面を、申立人に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、申立人に署名又は記名押印を求めなければならない。

(助言又はあっせんに関する手続の手段)

第三条 知事は、条例第十九条第一項の規定による助言又はあっせんに関する手続に当たっては、書面を作成した上で、必要とされる意思疎通のための手段により行うものとする。

(助言又はあっせんの開始)

第四条 知事は、条例第十九条第一項の助言又はあっせんを行うときは、速やかに、申立人及び差別事案の相手方に対して、その旨を書面により通知するものとする。

(あっせん案の提示)

第五条 知事は、条例第十九条第一項のあっせんに当たっては、あっせん案を作成し、これを申立人及び差別事案の相手方に提示するものとする。この場合において、あっせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を申立人及び差別事案の相手方に送付することにより行うものとする。

一 当該あっせん案の内容及びその理由

二 当該あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法

三 その他参考となるべき事項

(あっせん受諾の通知)

第六条 知事は、前条のあっせん案を申立人及び差別事案の相手方双方が受諾したときは、速やかに、申立人及び差別事案の相手方に対して、その旨を書面により通知するものとする。

(助言又はあっせんの不実施)

第七条 知事は、条例第十九条第一項ただし書の助言又はあっせんを行うことが適当でないと判断したときは、速やかに、申立人に対して、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(助言又はあっせんに係る調査)

第八条 知事は、条例第十九条第二項の調査に当たっては、申立人、差別事案の相手方その他の関係人に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による求めは、書面により行うものとする。

(あっせんの打ち切り)

第九条 知事は、条例第十九条第五項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、速やかに、申立人及び差別事案の相手方に対して、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(勧告の方式)

第十条 知事は、条例第二十一条の規定による勧告（以下「勧告」という。）を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 条例第十九条第一項の助言又はあっせんに従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- 二 勧告の原因となる事実
- 三 勧告の内容
- 四 その他知事が必要と認める事項

(意見聴取の通知)

第十一条 知事は、条例第二十二條の規定により意見の聴取を行うに当たっては、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、勧告の対象となる者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される勧告の内容及び根拠となる条例の条項
- 二 勧告の原因となる事実
- 三 意見の聴取の期日及び場所

(代理人の選任等)

第十二条 前條の規定による通知を受けた者（以下「勧告対象者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、勧告対象者のために、意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。
- 3 勧告対象者は、第一項の規定により代理人を選任したときは、速やかに、代理人選任届出書（第二号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 勧告対象者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、速やかに、代理人資格喪失届出書（第三号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

(意見陳述の機会の付与)

第十三条 勧告対象者又はその代理人は、意見の陳述の期日に出向いて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の陳述の期日に出向くことに代えて意見書（第四号様式）及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 知事は、勧告対象者又は代理人が意見の陳述の期日に出向くことをせず、又は意見書及び証拠書類等を提出しないときは、意見がなかったものとして取り扱うことができる。

(意見陳述の期日等の変更)

第十四条 勧告対象者又はその代理人は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見陳述期日等変更申出書（第五号様式）により、意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。
- 3 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日若しくは場所を変更したとき、又は第一項の規定による申出を受けた場合において意見の聴取の期日若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を勧告対象者又はその代理人に書面により通知するものとする。

(助言又はあっせんの状況の公表事項)

第十五条 知事は、条例第二十三條に規定する助言又はあっせんの状況の公表に当たっては、次に掲げる事項により行うものとする。

- 一 助言又はあっせんの申立て内容
- 二 助言又はあっせんの実施に至る調査経過
- 三 助言又はあっせんの実施内容

(三重県障がい者差別解消調整委員会)

第十六条 三重県障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 調整委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 調整委員会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 調整委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第十八条 調整委員会は、原則非公開とする。ただし、調整委員会が認めたときは、公開することができる。

(庶務)

第十九条 調整委員会の庶務は、子ども・福祉部において処理する。

(会長への委任)

第二十条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調整委員会にはかって定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

助言（あつせん）申立書

年 月 日

三重県知事 宛て

申立人 住 所  
氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成30年三重県条例第69号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により、次のとおり「助言あつせん」の申立てをします。

- 1 差別を受けたとされる者
  - (1) 住所
  - (2) 氏名
  - (3) 申立人との関係
- 2 差別をしたとされる者
  - (1) 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）
  - (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 3 差別事案の概要
- 4 相談の状況
  - (1) 相談を行った日
  - (2) 相談を行った県の機関
- 5 求める助言又はあつせんの内容
- 6 その他参考となる事項

注1 個人の場合にあつては、氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。  
2 不要な文字は、抹消してください。

第 2 号様式（第 12 条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所  
氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

次の者を代理人として選任したので、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則第12条第3項の規定により届け出ます。

意見聴取の通知文書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所 及び連絡先	住所  連絡先（電話番号）
代理人の氏名	
勧告の対象となる者との関係	

注 個人の場合にあつては、氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（第12条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所  
氏 名 ⑩

[ 法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名 ]

電話番号

次の代理人がその資格を失ったので、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則第12条第4項の規定により届け出ます。

意見聴取の通知文書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所 及び連絡先	住所  連絡先（電話番号）
代理人の氏名	

注 個人の場合にあつては、氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第13条関係）

意見書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所  
氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則第13条の規定により、次のとおり意見を述べます。

- 1 意見聴取の通知文書の番号及び日付  
第 号  
年 月 日
- 2 予定される勧告の内容及び勧告の原因となる事実についての意見
- 3 その他参考となる事項

注 個人の場合にあつては、氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第14条関係）

意見陳述期日等変更申出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所  
氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取の通知文書の 番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	期日	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	期日	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

注 個人の場合にあつては、氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。